

# 困っていませんか？

「払いたくても払えない…」  
「売掛金を差し押えられた」

## 税金

## 社会保険料

**滞納処分** まず「差し押さえ」が急増！

きびしい経営のもとで税金や社会保険料、国保、年金などをやむなく滞納した納税者にたいし、営業や生活の実情を無視して売掛金や預金を差し押さえる滞納処分が急増しています。廃業や自殺者まで出す悲劇も…。

払えない税金は「納税の猶予」などを申請すれば、納税の延期や分割納付が認められ、差し押さえが解除されたり、延滞税が免除されたりします。

決してあきらめず、ご一緒に解決に向け力を合わせていきましょう。

**納付できなくなったり、滞納したときは…**

「納税の緩和措置」にもとづき

★「納税の緩和措置」とは、国税や都区民税、国保税（料）、社会保険料などを、可能な範囲で支払いができるよう、法律にもとづいて分納するなど、納税を緩和することをいいます。

# 支払いの延期や 分割納付ができます

葛飾民主商工会（民商）・全商連は、税務署や自治体の一方的な滞納処分にたいして、納税者の権利として「納税の緩和措置」の活用をよびかけ、差し押さえの撤回や滞納処分の停止など、多くの成果を勝ちとっています。

確定申告はもちろん、払えきれない税金や社会保険料、国保、年金でお困りの方は、ぜひ、お気軽に葛飾民商にご相談ください。

「実情を十分調査し、納税者に有利な方向で、  
納税の猶予等の活用を図るよう配慮する」

…国税庁長官通達

**相談は  
民商へ**

払いきれない税金・保険料には「分割納付」「減額・免除」の制度があります。相談は民商へ！

全国商工団体連合会  
www.zenshoren.or.jp/

**葛飾民主商工会 ☎ 0120-30-8151**